

○宮古島市農畜産物処理加工施設条例施行規則

平成18年 5 月23日

規則第16号

改正 平成28年 3 月31日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市農畜産物処理加工施設条例（平成18年宮古島市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集等)

第2条 市長は、条例第3条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募する。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 条例第4条の規定による申請の資格及び方法
- (5) 条例第5条の規定による選定の基準
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の募集をするときは、宮古島市役所掲示場又は市の広報等、必要な措置を講ずるものとする。

(指定申請書の様式等)

第3条 条例第4条に規定する申請書は、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第4条に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理計画の概要
- (2) 申請者の概要
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に関する計画

3 条例第4条第2号に規定する書面は、次に掲げる書面とする。

- (1) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に掲げるもの

- ア 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
- ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面
- エ 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(2) 法人等の経営状況を証明する書面であつて、次に掲げるもの

- ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。ウにおいて同じ。）
- イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面（作成しているもののみ。）
- ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書
- エ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書
- オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面
- カ その他市長が必要と認める書面

（選定結果の通知）

第4条 市長は、条例第5条の規定による選定をした場合は、法人等に対し、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者選定結果通知書（様式第2号）により通知する。

（再度の選定）

第5条 市長は、前条の通知をした後、条例第5条において選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、条例第4条の規定により申請したもの（当該候補者を除く。）の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補者に対し、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者選定取消通知書（様式第3号）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により再度の選定を行ったときは、新たに選定され

た指定管理者の候補者に対し、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者再選定結果通知書（様式第4号）により通知する。

（募集によらない指定管理者の候補者の選定等）

第6条 市長は、条例第1条の規定による施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できる場合は、第3条の規定によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、条例第5条各号に掲げる選定基準によるものとする。

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者の指定をしたときは、条例第11条の規定による告示後、速やかに指定管理者に対し、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者指定書（様式第5号）を交付する。

（協定の締結）

第8条 指定管理者は、市長と施設管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

（事業報告書の様式）

第9条 条例第8条に規定する事業報告書は、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者事業報告書（様式第6号）によるものとする。

（指定の取消し等）

第10条 市長は、条例第9条第1項の決定を命ずるときは、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者指定取消等命令書（様式第7号）により行う。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者指定申請書

年 月 日	
宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者指定申請書	
宮古島市長 様	
申請者 郵便番号 住 所 団体名 (ふりがな) 代表者氏名 電話番号	
㊦	
宮古島市農畜産物処理加工施設条例第4条の規定により、次のとおり申請します。	
1 指定を受けようとする公の施設	宮古島市農畜産物処理加工施設
2 申請者の区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 法人以外の団体
3 添付書類	
(1) 申請資格に関する書面	
<input type="checkbox"/> 登記簿謄本	
<input type="checkbox"/> 代表者の身分証明書	
<input type="checkbox"/> 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面	
<input type="checkbox"/> 国税及び地方税の納税証明書	
<input type="checkbox"/> 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書	
(2) 施設の管理に係る収支予算書	
<input type="checkbox"/> 農畜産物処理加工施設の管理に係る収支予算書	
(3) 法人等の経営状況を証明する書面	
<input type="checkbox"/> 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面	
<input type="checkbox"/> 前事業年度の貸借対照表等	
<input type="checkbox"/> 前事業年度の財産目録等	
<input type="checkbox"/> 事業年度の収支予算書	
<input type="checkbox"/> 事業年度の事業計画書	
<input type="checkbox"/> 事業報告書	
<input type="checkbox"/> 法人等の役員名簿	
<input type="checkbox"/> 組織に関する事項について記載した書面	
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書面	

(注) 1 のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入してください。

2 「申請資格に関する書面」は、法人にあつては代表者の身分証明書、法人以外の団体にあつては登記簿謄本の提出を要しない。

様式第2号(第4条関係)

宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者選定結果通知書

第 年 月 日 号	
様	
宮古島市長 <span style="float: right;">印</span>	
宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者選定結果通知書	
年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、 宮古島市農畜産物処理加工施設条例施行規則第4条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。	
公の施設の名称	宮古島市農畜産物処理加工施設
公の施設の所在地	
選定した法人等	
選定した理由	

様式第3号(第5条関係)

宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者選定取消通知書

宮古島市指令第 号 年 月 日	
様	
宮古島市長 <span style="float: right;">印</span>	
宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者選定取消通知書	
宮古島市農畜産物処理加工施設条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。	
決 定 の 内 容	
上 記 の 決 定 を し た 理 由	
備 考	
<p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に宮古島市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮古島市を被告として(訴訟において宮古島市を代表する者は宮古島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

様式第4号(第5条関係)

宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者再選定結果通知書

宮古島市指令第 号 年 月 日	
様	
宮古島市長 <span style="float: right;">印</span>	
宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者再選定結果通知書	
年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、 宮古島市農畜産物処理加工施設条例施行規則第5条第3項の規定により、次のとおり決定 しましたので通知します。	
公の施設の名称	宮古島市農畜産物処理加工施設
公の施設の所在地	
再選定した法人等	
再選定した理由	

様式第5号(第7条関係)

宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者指定書

法人等の名称 代表者氏名		様	宮古島市指令第 年 月 日	号 日
			宮古島市長	印
宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者指定書				
宮古島市農畜産物処理加工施設条例第5条の規定により、次のとおり指定管理者に指定する。				
管理する施設 の 名 称	宮古島市農畜産物処理加工施設			
管理する施設 の 所 在 地				
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
備 考				

様式第6号(第9条関係)

宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者事業報告書

年 月 日

宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者事業報告書

宮古島市長 様

指定管理者 郵便番号

住 所

団 体 名

(ふりがな)

代表者氏名



電 話 番 号

宮古島市農畜産物処理加工施設条例第8条の規定により、 年度の事業について、  
次のとおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 実績報告書

様式第7号(第10条関係)

宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者指定取消等命令書

宮古島市指令第 年 月 日			
様			
宮古島市長 <span style="float: right;">印</span>			
宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者指定取消等命令書			
宮古島市農畜産物処理加工施設条例第9条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。			
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 指定の取消し		
	<input type="checkbox"/> 管理業務の全部停止	期 間	年 月 日から
	<input type="checkbox"/> 管理業務の一部停止		年 月 日まで
上 記 の 決 定 を し た 理 由			
備 考			
<p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に宮古島市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮古島市を被告として(訴訟において宮古島市を代表する者は宮古島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

(平28規則27・一部改正)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第10条関係)

(平28規則27・一部改正)